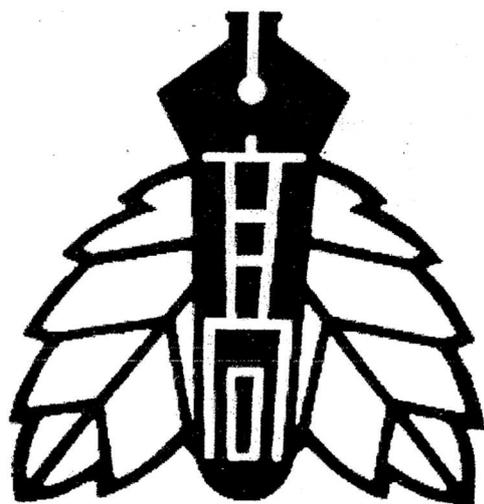


令和4年度

北海道音更高等学校教育振興会

総会議案書



日時：5月～ 書面開催

場所：送付にて実施

総会次第

- 1 開会のことば
- 2 教育振興会長挨拶
- 3 議長選出
- 4 議事
 - 1) 令和3年度事業報告について
 - 2) 令和3年度会計決算報告について
 - 3) 令和3年度会計監査報告について
 - 4) 令和4年度事業計画案について
 - 5) 令和4年度会計予算案について
 - 6) 令和4年度役員について
 - 7) 検定助成について
 - 8) 北海道音更高等学校教育振興会奨学金の創設について
- 5 教育振興会長挨拶
- 6 閉会のことば

令和3年度音更高等学校教育振興会役員名簿

役職名	3年度役員氏名	
会長	宮 村 透	
副会長	畠 山 恭 二	吉 田 拓 二
監査	上 野 佳 克	大 場 真 恵
理事	吉 川 友紀也	高 橋 慶 次
事務局	根 本 有 治	加 藤 啓
	野 坂 渉	灰 野 喜李子

1) 令和3年度事業報告について

4月21日	第1回花壇造成	1年次地域環境	バス借り上げ
5月14日	千年の森視察	地域環境	バス借り上げ
6月9日	男女共同参画週間に関わる啓発活動取組参加助成	図書局	本校開催のため支出無し
4月～6月	食育マスコット制作	子どもの発達と保育	材料代
6月	入学案内等作製	事務局	撮影代・印刷代
中止	きもの授業(浴衣の着付)	生活教養	支出無し
7月～	農業 夢の種ガーデン女性	課題研究 環境デザイン	材料費等
9月	第2回花壇造成	1年次	バス借り上げ
9月9日	東京農業大学講師による講演	1年次地域環境	謝金
中止	みのり～む等出演助成	書道部	支出無し
11月9日	きもの授業(浴衣の着付・マナー実習)	生活教養	謝金
12月18日	門松制作講習	農業倶楽部	材料費・謝金
	検定費助成	検定取得生徒	検定料
3月	町貸与タブレット環境整備	令和4年度入学生	保管庫整備
該当無し	個人活動競技参加費	参加生徒	支出無し

2) 令和3年度会計決算報告について

令和3年度 北海道音更高等学校教育振興会会計決算書

収入の部

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B-A)	摘要
繰越金	1,040,523	1,040,523	0	
入会金	151,200	141,600	△ 9,600	2,400円×63名(弟妹会費4名減額△9,600円)
交付金	1,500,000	1,500,000	0	町交付金
雑収入	277	15	△ 262	預金利息
合 計	2,692,000	2,682,138	△ 9,862	

支出の部

科 目	予算額 (C)	決算額 (D)	執行残額 (C-D)	摘要
事務費	10,000	0	10,000	
事業費	750,000	639,299	110,701	学校PR用品等、タブレット充電保管庫
農業活動費	700,000	674,143	25,857	門松講習会講師謝金・材料費他農場関連消耗品等
教育助成費	800,000	758,108	41,892	オープンキャンパス用材料費、生徒検定助成費、模試監督料補助、タブレット充電保管庫
活動助成費	270,000	0	270,000	
予備費	162,000	0	162,000	
合 計	2,692,000	2,071,550	620,450	

収入	支出額	残額
2,682,138	2,071,550	610,588

【次年度へ繰り越し】

3) 令和3年度会計監査報告について

監 査 報 告

令和3年度北海道音更高等学校教育振興会会計決算について、関係帳簿及び支出証拠書類並びに預金通帳を監査の結果、適正に処理されていることを認めます。

令和 4 年 4 月 12 日

監 査 上野 佳克

監 査 大場 真穂

4) 令和3年度事業計画案について

令和4年度事業計画(案)

- 1 町等が実施するまちづくり事業に連携・協力する活動への助成
 - 1) 町が主催する事業に参加する団体・生徒への助成
 - 2) 商工会など町の公共団体が主催する事業に参加する団体・生徒への助成

- 2 農業関連授業への助成
 - 1) 花壇造成活動への助成
 - 2) 農業関連の視察・講演等への助成
 - 3) 農場の環境整備への助成

- 3 教育環境整備への助成
 - 1) 教育環境整備への助成
 - 2) 視察・講演等への助成

- 4 外部連携に関する助成
 - 1) 開放講座への助成
 - 2) 町、町の公共団体、幼稚園、保育園、短大等外部との連携

- 5 同好会等の活動への助成
 - 1) 生徒会、クラブ後援会対象外の活動(団体・個人)への助成

- 6 生徒資格取得促進への助成
 - 1) 取得した資格の受験料への助成

- 7 会運営に関する事業
 - 1) 役員会の開催
 - 2) 総会の開催

5) 令和3年度会計予算案について

令和4年度 北海道音更高等学校教育振興会会計予算書(案)

収入の部

科 目	3年度予算額	4年度予算額	増減(△)	摘要
繰越金	1,040,523	610,588	△ 429,935	
入会金	151,200	225,600	74,400	2400円×94名
交付金	1,500,000	1,500,000	0	町交付金
雑収入	277	212	△ 65	預金利息
合 計	2,692,000	2,336,400	△ 355,600	

支出の部

科 目	3年度予算額	4年度予算額	増減(△)	摘 要
事務費	10,000	10,000	0	通信費、消耗品等
事業費	750,000	650,000	△ 100,000	開放講座、外部連携、町事業参加経費等
農業活動費	700,000	650,000	△ 50,000	花壇造成、農場環境整備等
教育助成費	800,000	800,000	0	資格取得助成、教育環境整備等
活動助成費	270,000	200,000	△ 70,000	同好会等の活動助成
予備費	162,000	26,400	△ 135,600	
合 計	2,692,000	2,336,400	△ 355,600	

6) 令和4年度役員について

令和3年度音更高等学校教育振興会役員改選（案）

役職名	3年度役員氏名
会長	宮村 透
副会長	畠山 恭二
	吉田 拓二
監査	大場 真恵
	上野 佳克
理事	吉川 友紀也
	高橋 慶次
事務局	根本 有治
	加藤 啓
	野坂 渉
	灰野 喜李子

役職名	4年度役員氏名
会長	畠山 恭二
副会長	海老理 沙
	吉田 拓二
監査	上野 佳克
	吉川 友紀也
理事	小池 千春
事務局	根本 有治
	加藤 啓
	皆川 雅大
	灰野 喜李子

7)

検定費助成について

検定助成については、従前各家庭からの申請により執行しておりましたが、検定取得者が全員申請していない現況が続いております。北海道音更高等学校教育振興会会計運用規定（以下運用規定）によれば申請の有無に関して規定していないため、令和4年度より申請による執行をやめ、年度末2月末日までに取得した検定を学校で集約し、各生徒が取得した検定料のうち最も高い金額を、該当家庭の授業料等振替口座に助成金として年度末に振り込むよう運用の変更を提案します。

令和4年度執行イメージ

R3年度	令和4年度										
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
検定取得	→										執行

8)

北海道音更高等学校教育振興会教育支援奨学金の創設について

【別紙】に示されております、音更高等学校教育振興会教育支援奨学金規定案にもとづき、通称夢の種奨学金の創設を提案します。こちらは既に報道されました通り町内企業の寄付金を原資として運用するものです。承認されれば6月をめどに別途募集いたします。

(別紙)

北海道音更高等学校教育振興会教育支援（夢の種）奨学金規定（案）

(目的)

第1条 この規定は、経済的理由により学費等の支弁に支障を生じた生徒に対して奨学金を支給し、有為な人材の育成に資することを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 本奨学金を受けるもの(以下「奨学生」という。)は、次の各号に掲げる資格を有するものでなければならない。

- (1) 音更高等学校(以下「音更高校」という。)に在籍していること。
- (2) 学費等の支弁が困難であること。
- (3) 学業、クラブ活動等に意欲的に取り組んでいること。
- (4) 生活の全般を通じて態度・行動が音更高校の生徒にふさわしいこと。

(奨学金の財源)

第3条 本奨学金の財源は、第1条の規定に賛同する個人又は団体による音更町への寄付金によるものとし、音更高校パートナーシップ事業交付金として音更町より音更高校教育振興会に交付される。

(奨学金の支給額)

第4条 奨学金の支給は前条第1項の範囲内を原則とし、支給額は1人年額50,000円とする。

(奨学金の支給期間)

第5条 奨学金を支給する期間は当該年度の1年間とする。ただし、翌年度以降も引き続いて奨学生に選定することを妨げない。

(夢の種奨学委員会)

第6条 奨学生選考及び適格審査のために夢の種奨学委員会を置く。

2 夢の種奨学委員会は、音更高校教育振興会会長が指名する役員3名、音更高校学校長が指名する高校の部長職1名で構成する。

3 夢の種奨学委員会に、音更高校学校長が必要と認める者を出席させることができる。

(奨学生願書等の提出)

第7条 奨学生志願者は、次の各号に掲げる書類を毎年度、指定の期日までに夢の種奨学委員会に提出しなければならない。

- (1) 音更高等学校教育振興会教育支援(夢の種)奨学金支給願書
- (2) 申請年度の前年度の成績証明書
- (3) その他夢の種奨学委員会が提出を求めるもの

2 第1学年に提出する成績証明書は、入学試験時に提出された中学校での成績証明書をもってあてることとする。

(奨学生の選考及び決定)

第8条 奨学生の選考は毎年度6月に行い、夢の種奨学委員会での審査に基づいて、音更高校教育振興会がこれを決定する。

(奨学金の支給)

第9条 奨学金は一括して支給する。支給方法は音更高校入学時に提出した授業料等振替口座へ振込する。

(奨学金の停止と返還)

第10条 奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、夢の種奨学委員会において奨学金の支給を停止することができる。

- (1)奨学金を必要としない事由が生じたとき。
 - (2)長期疾病や休学などのために学業を続ける見込みがたたないとき。
 - (3)音更高校の生徒としてのふさわしくない行為があったとき。
 - (4)その他夢の種奨学委員会が停止を必要と認めたとき。
- 2 前項の規定により奨学金が停止された場合、支給停止の決定が支給前であれば、支給決定を取り消し、支給後であれば、4月から支給停止が決定した月までに当該奨学生が支出した学費等の総額を奨学金支給額から差し引いた額を返還しなければならない。

第 11 条 本規定に関する事項は教育振興会事務局の所管とし、奨学金の願書受付及び支給等に関する業務は音更高校事務局の所管とする。

(規定の改廃)

第 12 条 本規定の改廃は、夢の種奨学委員会の議を経て、音更高校教育振興会において決定する。

(内規)

第 13 条 この規定の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(以上)

(資料)

北海道音更高等学校教育振興会規約

<第1章 名 称>

第1条 本会は、北海道音更高等学校農業教育振興会を発展的に解散し、新たに北海道音更高等学校教育振興会と称する。なお、事務局を北海道音更高等学校に置く。

<第2章 目 的>

第2条 本会は、北海道音更高等学校の教育活動の充実促進を目的とする。

<第3章 事 業>

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 町等が実施するまちづくり事業に連携・協力する活動への助成
- (2) 農業関連授業への助成
- (3) 教育環境整備への助成
- (4) 外部連携に関する助成
- (5) 同好会等の活動への助成
- (6) その他、会が必要と認めた事業への助成

<第4章 会 員>

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する下記の会員をもって構成する。

- (1) 普通会员 本校生徒の保護者
- (2) 賛同会員 趣旨に賛同する者

<第5章 役 員>

第5条 本会に次の役員を置き、その任期は1年とする。但し再任を妨げない。

会長1名 副会長2名(1名は教頭) 理事若干名 監査2名

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括し会議を招集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事は会長の下本会の具体的事項を審議し会務の執行にあたる。

第7条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・監査は、総会において選出する。
- (2) 理事は、会長が委嘱する。
- (3) 事務局員は、会長の指名により委嘱する。

<第6章 顧 問>

第8条 本会は、役員会の承認を得て、顧問を若干名置くことができる。

<第7章 会 議>

第9条 会議は、総会及び役員会とする。

- (1) 総会は、1回会長が招集し、本会の事業や規約の変更並びに役員を選出、予算決算の審議及びその他重要な事項を審議する。
- (2) 必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- (3) 役員会は、会長が招集し、本会に関する具体的事項を審議する。

<第8章 会 計>

第10条 本会の経費は、入会金・助成金並びに寄付金その他をもってあてる。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

<第9章 事務局>

第12条 事務局には、事務局長1名、庶務・会計1名を置く。

(附則)

この規約は、平成29年3月10日より施行する。

追則1 当面、会長は前農業教育振興会長とし、以後は前PTA会長をもってあてる。

北海道音更高等学校教育振興会会計運用規定

第1条 会費は、入会時に入会金2,400円を納入する。同一会員の子弟が2人以上在学する場合は、2人目以降の入会金を納入しなくてもよい。

寄付金に係る取り扱いには北海道音更高等学校教育振興会寄付金受入規約によるものとする。

第2条 本会計の科目の執行については、次のとおりとする。

(1) 事務費

ア 本会の運営及び事業の実施に伴う事務費

(2) 事業費

ア 開放講座に関わる経費を支出する。

イ 町、町の公共団体、短大、大学等、外部との連携に関わる経費を支出する。

ウ 本校生徒が音更町及び音更町の公共団体が実施するまちづくり事業に参加する経費等について支出する。

(3) 農業活動費

ア 農業関連事業に関わる経費を支出する。

イ 農場の環境整備に関わる経費を支出する。

(4) 教育助成費

ア 視察等に関わる経費を支出する。

イ 教育環境の整備に関わる経費を支出する。

ウ 講話等 外部講師への謝金等を支出する。

エ 各種検定の受験料を補助する。

(生徒1人につき年1回合格した検定の受験料)

(5) 活動助成費

ア 学校並びに本会が教育的効果のある活動と認めたが、生徒会会計及びクラブ後援会会計の対象としない団体・個人の活動については経費(実費)を支出する。ただし、他団体からの助成を受けている場合は、支出しない。

・大会参加は、道内の大会は1大会につき上限2万円、道外の大会は1大会につき上限4万円とする。

ただし、1人につき年間上限10万円までとする。

(6) その他

・物品の購入は、団体で使用するものに限る。

・食糧費は支出しない。

(附則)

この規定は、平成29年4月20日より施行する。

平成30年4月19日一部改訂

令和2年5月7日一部改正

北海道音更高等学校教育振興会寄付金受入規約

第1条 本規約は北海道音更高等学校教育振興会規約第10条の定める寄付金の扱いについて規定する。

第2条 本会は北海道音更高等学校教育振興会規約及び本規約に則り本会の目的に賛同する個人、企業、団体からの寄付金を受け入れるものとする。但し、寄付金が各号に該当する場合には、当該寄付金を辞退しなければならない。

- (1) 反社会的と思われる個人、企業、団体からの寄付金
- (2) その他本会の目的である健全な教育活動の充実促進になじまない等、寄付金を受け入れることにより本会の運営上支障があると認められるもの

第3条 寄付金受入要請があった場合の進め方は次のとおりとする。

- (1) 受入可否については、申請書を受理後、概ね2週間以内に、役員会（会長・副会長・理事・監査）で本規約に基づき協議の上判断する。役員会は、必要に応じ定期もしくは臨時の総会に承認を求める。
- (2) 行政機関の規則等との関連が不明な場合は、迅速に情報収集を行うとともに北海道教育委員会・音更町教育委員会など関係機関へ相談し、役員会で協議する。
- (3) 法文等の解釈や会計処理等で判断が難しい場合は、弁護士や公認会計士等の専門家の助言を受ける。

第4条 寄付金は、次の各号に掲げる事業に充てるものとする。

- (1) 町等が実施するまちづくり事業に連携・協力する活動への助成
- (2) 農業関連授業への助成
- (3) 教育環境整備への助成
- (4) 外部連携に関する助成
- (5) 同好会等の活動への助成（学校が認め、生徒会会計及びクラブ後援会会計の対象とならない団体・個人の活動）
- (6) その他、会が必要と認めた事業への助成

第5条 寄付金は、本規約第2条及び4条に定める範囲内で、寄付者から示された目的に従って使用しなければならない。但し、寄付者が寄付金の目的を特定しない場合は、寄付金の使途は役員会において決定する。

第6条 寄付金の使途については、決算報告書を作成し、本会の会計監査を受け、総会で承認を受ける。

第7条 寄付者の氏名・名称・金額等は本会で公表するものとする。但し、寄付者が公表することを望まない場合にはその意思を尊重し匿名とする。

第8条 この規約に定めるものの他必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(附則)

この規約は、令和2年5月7日より施行する。